



「粟生線サポーターズくらぶ」からのお知らせ

■第11期会員の受付を3月1日(水)から開始しますので更新をお願いします！

粟生線サポーターズくらぶでは、**3月1日(水)から第11期くらぶ会員の受付を開始します。**

会員の皆様には、大変お手数をおかけしますが、毎年、更新手続きを行っていただく必要がありますので、同封の申込書または協議会ホームページ上からお手続きをお願いします。

皆様におかれましては、引き続きのご加入に加え、お知り合いの方にもお声掛けいただくなどのご協力をお願いします。

※第11期会員の有効期間および粟生線サポーターズくらぶフリーパスの有効期間は、それぞれ
2023年4月1日～2024年3月31日の1年間となります。

※会員証の発行、郵送等は2023年3月末以降となる予定ですので、あらかじめご了承ください。

※各協力金・会員アイテム等の内容に変更はありません。

※くらぶ加盟店の詳細は、協議会ホームページをご覧ください。

■2023年度粟生線ブログ駅長を募集します！

2023年度の「粟生線ブログ駅長」を以下のとおり募集します！

ブログ駅長として、神鉄沿線のPRをしてみたいという方は、是非、この機会にご応募ください。

【募集期間】2023年3月1日～3月17日

【活動期間】2023年4月1日～2024年3月31日（1年間）

【応募要件】「粟生線ブログ駅長運営規約」（別紙参照）に同意し、年間を通して活動していた
だけの方 ※ブログ記事の掲載頻度は、1回以上/週を努力目標としてください。

【応募方法】ご氏名と会員番号を以下までご連絡ください（後日、面談させていただきます）。

連絡先：粟生線サポーターズくらぶ事務局

神戸電鉄 鉄道事業本部 運輸部 078-592-2221

（平日9:00～17:00、土日祝を除く）



===お問い合わせは===

粟生線サポーターズくらぶ事務局 神戸電鉄 鉄道事業本部 運輸部 ☎ 078-592-2221

【事務取扱】(株)神鉄ビジネスサポート ☎ 078-576-8804

神戸電鉄粟生線活性化協議会



乗って残そう! 栗生線サポーターズくらぶ

「栗生線サポーターズくらぶ」は
栗生線を未来に残したいと思われる方の集まりです
まずはサポーターになって
栗生線を残していくための活動を始めましょう!!



正会員・家族会員

正会員・家族会員の協力金は
くらぶの運営費や利用促進活動費に使われます

協力金
(✓期)

正会員	2,000円
家族会員 大人	1,200円
小学生以下	600円



新規正会員のみ



オリジナルピンバッジ

※予告なく変更する場合があります

●会員のアイテム●

※アイテムの写真はイメージです。デザインが変更になる場合がありますのでご了承ください。
※アイテムの内容は予告なく変更する場合があります。

1 栗生線サポーターズくらぶ 会員証

有効期限 (1年ごとの更新)

毎年4月1日～
翌年3月31日まで

継続して入会していただくと、
プラチナ会員証(3～4年目:ゴールド、
5年目～ブラック)にグレードアップ。



2 栗生線サポーターズくらぶ フリーパス

1枚

神鉄全線～
阪急 三宮・西代 までの
阪神 1日フリーパス



有効期限 毎年4月1日～翌年3月31日まで

3 くらぶ加盟店で割引や特典あり!

特典内容やお店の情報は、
協議会ホームページをご覧ください

4 栗生線乗ろうDAY! プログラムに参加して オリジナルグッズをもらおう!

「栗生線乗ろうDAY!」プログラム内容・予定は、
協議会ホームページなどお知らせします

特別会員

特別会員の協力金は
栗生線の駅施設などの整備・改修費に使われます

協力金 1,000円/1口

※特別会員には、『特別会員登録』のみ発行いたします。

※正会員・家族会員の方のお申込みも可能です。

※ご本人の承諾を得て、協議会ホームページに名前を掲載させていただきます。



乗って残そう!
栗生線サポーターズくらぶ

[事務局] 神戸電鉄株式会社 鉄道事業本部運輸部 ☎078-592-2221



栗生線サポーターズくらぶ 入会申込書

※は必ずご記入ください。

お申込者	※ ふりがな	第 期	e-mail
		※新規・継続	※継続の場合は 会員番号
住所 電話番号	〒	-	☎() -
会員の種類	※ <input type="checkbox"/> 正会員	<input type="checkbox"/> 特別会員	⇒ 協議会ホームページへのお名前の掲載 <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません
ご家族 ご入会される場合 お名前、会員種別を ご記入ください (小人:小学生以下)	ふりがな	正・特別	ふりがな
	新規・継続	※継続の場合は 会員番号	新規・継続
	ふりがな	正・特別	ふりがな
	新規・継続	※継続の場合は 会員番号	新規・継続
協力金	※ 正会員.....	2,000円 × 名 = ①	円
	家族会員... 大人	1,200円 × 名 = ②	円
	小人	600円 × 名 = ③	円
	特別会員...	1,000円 × 名 = ④	円
			協力金合計 ① + ② + ③ + ④ =
			円

住所・氏名等の個人情報は、会員証や会報などの発送やサポーターズくらぶに関するご連絡等に限り使用させていただきます。

- 家族会員は、正会員1名につき大人・小人とも2名までとなります。
- 家族会員は、正会員の配偶者または同居の親族に限らせていただきます。
- ご家族で正会員として申込みの場合は「正」に、特別会員の場合は「特別」に○をつけてください。

<グループ一括お申込割引>

正会員20名以上で一括お申込をいただいた場合は、正会員の協力金を1名につき1,800円とさせていただきます。

入会申込の手順

窓口でのお申込み

上の申込書に必要な事項をご記入のうえ、以下の施設まで協力金と一緒にご持参ください

施設名	電話番号☎
三木市 都市整備部交通政策課 受付時間/平日8:30~17:00	0794-82-2000
中央公民館	0794-82-2007
三木南交流センター	0794-83-1710
別所町公民館	0794-82-0072
志染町公民館	0794-87-3814
三木市公民館	0794-86-2059
細川町公民館	0794-88-0004
口吉川町公民館	0794-85-7011
緑が丘町公民館	0794-85-4700
自由が丘公民館	0794-85-4700
青山公民館	0794-87-1300
吉川町公民館	0794-72-1577
小野市 総合政策部交通政策グループ 受付時間/平日8:45~17:15	0794-63-1000
おの	0794-63-1020
かわい	0794-66-2030
おおべ	0794-63-6100
きずみの	0794-63-7082
いちば	0794-62-2454
下東条	0794-67-0044
神戸市西区押部谷出張所 受付時間/9:00~17:00 入会申込書の受付のみとなります	078-994-1001
神戸電鉄総合案内所 (鈴蘭台下車すぐ)	078-592-4611
神戸電鉄駅窓口(湊川駅、鈴蘭台駅、志染駅、岡場駅)	

ホームページ、FAX、郵送でのお申込み

上の申込書に必要な事項をご記入のうえ、①の方法であらかじめお申込み後、②郵便局 または 金融機関にてお振込みください

① 以下のいずれかの方法で、先にお申込みください

ホームページから

神戸電鉄栗生線活性化協議会

※ホームページからお申込みの場合、上記の入会申込書の記入は必要ありません。

または

入会申込書をFAX
または郵送

<FAX送信先> ※入会申込書をFAXしてください。

078-576-8526 まで

<郵送先> ※郵送代は各自ご負担願います。

(株)神鉄ビジネスサポート「栗生線サポーターズくらぶ事務取扱」係
〒652-0811 神戸市兵庫区新開地1-3-24

② 郵便局 または 金融機関から協力金をお振込みください

ご自分の郵便局口座からお振込みされる場合	郵便局以外の都市銀行等からお振込みされる場合
記号番号 14350	店番号 438
番 号 70000961	普通貯金 7000096
名 義 アオセンサポーターズクラブ	名 義 アオセンサポーターズクラブ

三井住友銀行
神戸営業部

普通口座 9592678

名 義 栗生線サポーターズくらぶ

- 振込手数料は各自ご負担願います。
- 必ず申込者のお名前でお振込みください。
- ご家族と一緒に申込みの場合も、必ず申込者のお名前でお振込みください。

お願い!

お振込から2週間以上経っても会員証が届かない場合、申込書が不着になっている可能性があります。その場合はお手数ですが、下記までご連絡ください。



(株)神鉄ビジネスサポート「栗生線サポーターズくらぶ事務取扱」係

TEL.078-576-8804

【お問い合わせ時間/平日9:30~17:30(土・日・祝日を除く)】

粟生線ブログ駅長運営規約

第1条 粟生線ブログ駅長コーナーの目的と駅長の役割

神戸電鉄粟生線活性化協議会（以後「協議会」という）ホームページ内の「粟生線ブログ駅長」コーナーは、粟生線サポーターズクラブの会員が、粟生線の維持・存続に向けた主体的な活動の1つとして、沿線の様々な魅力や取り組みをご紹介しますコーナーです。

粟生線ブログ駅長は、自己の責任において「粟生線ブログ駅長」コーナー内の担当ブログ（以後「担当ブログ」という）を管理・運営し、担当ブログ及び「粟生線ブログ駅長」コーナー全体の活性化・円滑化に相当の努力を払うものとします。

第2条 粟生線ブログ駅長の運営方法

粟生線ブログ駅長には、担当ブログを運営するために、次のことを行っていただきます。

1. 協議会が用意するブログシステムを活用し、神戸電鉄沿線に関連した様々な情報を、できるだけ写真を交えながら発信する。
2. 読者からのコメントをチェックし、公開承認操作を行う。（公開承認操作を行わなければ、コメントは一般公開されません）
- また、読者からのコメントに対して返信も行う。
3. 他の粟生線ブログ駅長の記事も閲覧し、粟生線ブログ駅長同士でのコミュニケーション形成に努める。
4. 機会があるときには、外部のブログや SNS を活用して、担当ブログや「粟生線ブログ駅長」の宣伝、情報拡散に努める。
5. 記事の執筆は、1週間に1回以上を努力目標とする。

第3条 粟生線ブログ駅長の任期

粟生線ブログ駅長の任期は4月から翌年3月末の1年間とし、原則として途中での任務の終了は認めません。なお、任期終了翌日が休務日にあたる場合は、翌営業日前日までを任期とします。

第4条 粟生線ブログ駅長運営に関する費用負担

担当ブログを運営する際に要する費用（ブログ管理に必要な機器購入費用、インターネット通信費用、取材に関する費用等）につきまして、協議会は一切負担いたしません。

第5条 粟生線ブログ駅長の特典

協議会は、粟生線ブログ駅長各人に対して、次の特典を設定します。

1. 粟生線サポーターズクラブフリーパスを任期中1ヶ月につき各人3枚提供する。
2. 取材や宣伝時に必要となる名刺を、任期中に不足の無いよう提供する。
3. 取材先や読者との情報交換のために、協議会指定の電子メールアドレスを各人1個任期中に貸与する。

第6条 禁止事項

粟生線ブログ駅長が担当ブログを管理するにあたり、次の行為を禁止します。また、以下の禁止事項を守らず、第三者からのクレーム等の問題が発生、もしくは協議会や神戸電鉄等に損害が発生した場合には、任期の終了を問わず、粟生線ブログ駅長がその責任と負担において解決するものとします。

1. 自身の投稿、読者からの投稿に関わらず、以下の内容を含む情報を公開すること。
 - 第三者の個人情報
 - 虚偽の情報、もしくは不確かな情報（読者から連絡先等が記載されている情報がコメントとして投稿された場合は、その内容についても掲載前に確認を行うこと）
 - 第三者の知的財産権、肖像権等を侵害する内容の情報
 - 特定の店舗、施設、人物等を誹謗中傷する情報
 - 犯罪行為、および犯罪行為に結びつく恐れのある情報
 - 著しくコーナーの主旨に沿わない情報
 - コンピュータウイルス等、閲覧者のコンピュータ等に被害を与える情報
 - その他、法律・法令、公序良俗に反する内容、読者が不快と感じる内容の情報
2. 粟生線ブログ駅長であることを利用した、本人の利益を目的とする商目的行為、及びそれに結びつく行為
3. 本人及び第三者による、求人活動、特定の思想を持った団体への勧誘活動、寄付・出資の募集、及びそれらに結びつく行為
4. 粟生線ブログ駅長運営に際して知り得た個人情報を第三者へ漏洩する行為
5. 粟生線ブログ駅長運営に際して知り得た協議会および神戸電鉄等に関する機密情報を第三者へ漏洩する行為
6. ID・パスワードなど粟生線ブログ駅長運営に必要な情報を第三者へ漏洩する行為
7. 読者よりコメントされた文章等、自身が権利を有していないデジタルデータを、投稿者に無断で「粟生線ブログ駅長」コーナー以外へ転載する行為
8. 本規約によって生じる粟生線ブログ駅長の権利・義務を他人へ譲渡する行為
9. 協議会および神戸電鉄等に損害を与える、またはイメージを損なう行為
10. 暴力団、総会屋その他反社会的勢力に所属あるいは関係する行為

第7条 著作権等について

1. 粟生線ブログ駅長本人の著作物について
担当ブログ運営時に公開した粟生線ブログ駅長自身の著作物（文章・写真等）の著作権については、すべて粟生線ブログ駅長本人に帰属するものとします。
2. コメント投稿について
コメントとして第三者から「粟生線ブログ駅長」コーナー内に投稿された情報の著作権については、投稿者本人に帰属するものとします。
3. 協議会は、1項、2項の全ての情報について、無償かつ無期限で利用出来る非独占的な利用権を保有するものとし、粟生線ブログ駅長本人及び投稿者本人は一切の権利主張を行わないものとします。

第8条 協議会による情報の変更について

協議会は、「粟生線ブログ駅長」コーナー内に、公開不適切と判断した情報が掲載されていた場合は、変更・削除出来るものとします。

なお、その変更内容・削除したことについて速やかに著作権者へ連絡するものとします。

第9条 免責事項

1. 協議会は、「粟生線ブログ駅長」コーナーの各システム（管理画面・電子メール等）を利用できなかったことに起因して生じたいかなる損害についても、粟生線ブログ駅長及び第三者に対して責任を負わないものとします。
2. 協議会は、第8条の規定に基づき、協議会が公開不適切と判断し、その情報を変更・削除したことにともない発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。
3. 協議会は、事故・天災等、何らかの理由により「粟生線ブログ駅長」コーナーの各システムの記録データが消失した場合、責任を負わないものとします。
4. 協議会は、粟生線ブログ駅長が本規約を違反して生じた全て損害についてその責任を負わないものとします。
5. 協議会は、粟生線ブログ駅長本人やその周辺に発生したトラブル・損害等について、一切関与せず、また一切の責任を負わないものとします。

第10条 個人情報の取り扱いについて

協議会は、粟生線ブログ駅長の運営により取得した個人情報を「粟生線ブログ駅長」コーナー運営以外の目的では使用せず、適切に管理します。

1. 協議会は、「粟生線ブログ駅長」コーナー運営に際して不特定多数の閲覧者に公開することを目的として、粟生線ブログ駅長よりその承認を得た上で取得した個人情報を「粟生線ブログ駅長」コーナー上で、不特定多数に公開できるものとします。また、それらは任期終了後であっても「粟生線ブログ駅長」コーナーが終了するまでの間、保管・利用できるものとします。
2. 「粟生線ブログ駅長」コーナー運営に必要なものとして、協議会が粟生線ブログ駅長より取得する個人情報のうち、協議会のみが使用する事を目的として取得した情報については、任期終了後6ヶ月保管し、その期間が終了後に破棄します。
3. 任期終了後の期間内に本人から破棄の申し出があれば、速やかに破棄します。
4. 協議会は、粟生線ブログ駅長より取得した個人情報のうち、第三者への開示を許可されていない個人情報について、司法機関や行政機関からの要請等、特段の事情がない限り、粟生線ブログ駅長本人に断り無く第三者に提供しないものとします。

第11条 粟生線ブログ駅長業務の終了

粟生線ブログ駅長が本運営規約に反する行為を行った場合、または協議会が粟生線ブログ駅長にふさわしくない行為を行ったと判断した場合、その行為の是正を求めたり、任期の途中でであってもその任務を終了させることができるものとします。

また、「粟生線ブログ駅長」コーナーの閉鎖等、協議会の都合により、任期中であっても粟生線ブログ駅長の任務を終了させることができるものとします。

この場合、粟生線ブログ駅長は異議を唱えることはできないものとし、協議会に対して未収の粟生線サポーターズクラブフリーパス等一切の金品を請求しないものとします。

第12条 規約の改定

協議会は本規約を随時改定できるものとします。

規約を改定する場合は、協議会より粟生線ブログ駅長全てに告知を行うものとします。

第13条 規約に定めなき事項

本規約に定めのない事項や本規約の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決するものとします。